

# 請書

令和 7年12月24日

横浜市契約事務受任者

契約番号 2519025807

所在地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2

商号又は名称 株式会社 新生工具店

代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦

印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお請けします。

件名 液晶ディスプレイ等の購入について

契約区分

確定契約

概算契約(概算数量契約)

契約金額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	1	4	9	1	1	2



課税業者(うち取引に係る消費税及び地方消費税額)

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	1	3	5	5	5

免税業者

内訳(品名:品質、形状等)	数量	単価	金額
別紙内訳書のとおり	一式		135,557
合計			135,557

納入場所(履行場所) 医療局動物愛護センター

納入期限(履行期限) 令和 7年 12月 24日 から 令和 8年 1月 30日 まで

前金払 しない する

部分払 しない する

部分払の基準 設計書のとおり

支払時期の特約の確認 適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

契約約款の適用 ✓ 物品供給契約約款 物品製造(印刷製本)請負契約約款  
委託契約約款 修繕請負契約約款  
賃貸借契約約款 設計・測量等委託契約約款

「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程(平成20年3月水道局規程第7号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程(平成20年3月交通局規程第11号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。